

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和7年12月5日（火）午前10時～午前10時51分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 鬼頭博和 副委員長 塚崎海緒 委員 梅村均
委員 日比野走 委員 伊藤隆信 委員 関戸郁文
委員 棚谷規子

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、総務部専門監 西山慎太郎

秘書人事課長 小崎尚美、同統括主査 犬飼智博、企画財政課長 井手上豊彦、
同主幹 小出健二、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、都市整備課
長 加藤淳、同統括主査 大徳康司、維持管理課長 竹安誠、同主幹 吉田ゆたか、
同主査 伊藤禎章、上下水道課長 田中伸行、同主幹 大橋透、同統括主査 井上
美保、会計管理者兼会計管財課長 若森豊子、同統括主査 森吉正

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 御嶽千夏

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第78号	岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第79号	公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第81号	岩倉市下水道条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第82号	岩倉市水道事業給水条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第83号	岩倉市土地開発基金条例及び岩倉市土地取得特別会計条例の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第93号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決
陳情21号	陳情書	聞き置く

総務・産業建設常任委員会（令和7年12月5日）

◎委員長（鬼頭博和君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案6件であります。このほか陳情1件が送付されております。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

本委員会では、条例改正5件と、あと道路の認定について御審査をいただくということでございます。

条例改正につきましては、市民の日々の暮らしに直接何か影響が出るというものではございませんが、行財政運営に関する、少し分かりにくい部分もあるかと思います。御質問には丁寧かつ分かりやすく回答するように努めてまいりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第78号「岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岩倉市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（樹谷規子君） 9月議会で、議員提案でポスターのほうで引下げの提案があり、私たちはやはり印刷業界の実態をお聞きして、インク代、紙代、輸送代など、本当に物価高騰が激しいということで、そういう現状をリアルにお聞きする中でやはり引下げに対しては反対をしてきたという経過があったわけですが、今回、ポスターとビラと両方の物価高騰を考慮しての引上げとなっているわけですが、ビラに対して65銭という1円未満の単位での引上げなわけですが、先回の選挙でビラの作成、4,000枚作ったところ、やはりこの上限額ではとても足りなくて、自己負担で7万円近く、7万以上かな、支払った記憶があるわけですが、実態はポスターとビラと両方お願いして、同じ業者で、ポスターで残った金額をビラで補ってというような相殺してのそういう発注の仕方もされている候補もあるのかなというふうに推測するわ

けですが、ビラに対しての実態などはどうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

◎行政課長（兼松英知君） 本条例につきましては、あくまでビラの作成の公営というところで、公費で賄う上限を設定しているというところですので、その他の助成につきましては、法に準じて定めるものというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

◎副委員長（塙崎海緒君） これまでこういった公営の法令改正などは国に準じて行われてきたと思うんですけれども、岩倉市の場合、極端に部数が少ないとあって、そうすると印刷単価が高くなるというのが印刷業界のあれかなと思うんですが、やはりこれは国に準じてというところが今までもこれからもというところなんでしょうか、教えていただきたいです。

◎行政課長（兼松英知君） 法改正があった場合、1枚当たりの単価につきましては、今回の条例の提案と同様、法に準じて改正を行っていくというところを考えておりますけれども、さきの議員提出議案で議決がありました企画費部分の額につきましては、そちらの議決を尊重させていただくというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

◎委員（梅村 均君） すみません、参考までにちょっと確認で、さっき質問の中にあったビラを作成するのにポスターの範囲のお金を使って作ることはできるんですか。

◎行政課長（兼松英知君） ポスターとビラの作成は別物と考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第78号「岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び岩倉市の議会の議員及び長の選挙に

おけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第78号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは続いて、議案第79号「公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

P D F のページは24ページになります。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（樹谷規子君） 今回、派遣している職員のお給料について、条例に基づいて市が全額支給することができるようにするという改正なわけですが、これまで給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当だけで、管理職手当とか時間外勤務手当とかこれまで条例の中では入っていなかった手当などに関しては、シルバー人材センターだとかね、派遣している職員に対してこれまではどのように支払われていたんでしょうかお聞かせください。

◎秘書人事課長（小崎尚美君） 派遣条例に基づく職員の派遣で社会福祉協議会、シルバー人材センターにただいま派遣しておりますけれども、それ以外にこの条例にのっとって派遣していた団体としては、愛知県の市町村振興協会だったり、愛知県市長会だったりありますけれども、そのところの団体と協定書を交わしまして、年度内に全額市町村振興協会が負担したりとか、市長会が、研修として派遣しているので、全額市が自治体として給料を支払ったりしていましたので、今回はこの条例でのとつていく、派遣すると決まったときから、こちらに載っている給与以外、給料以外のものは、勤勉手当だったり時間外手当だったり通勤手当だったりは払わない。その代わり補助金等で含める形で支払うという形で協定書を結んでいます。

◎副委員長（塚崎海緒君） ごめんなさい、昨日の本会議での木村議員の質問では、これまでどういう派遣がされていたかというところで、包括のほうの保健師さん。これは何か委託料に含めて払っていた。今、樹谷委員の質問だと、県のほうに派遣していて補助金で支払っていたみたいな、多分複数いろんな事案があって、それを全て今後この条例によってまとめるという考え方でいいんでしょうか。この後、具体的な施設とか場所とか、どういったこ

と、派遣されることを想定されているのかも併せてちょっと教えていただけ
るとありがたいです。

◎秘書人事課長（小崎尚美君）　これまでこの条例に載っている団体に対して、ここに載っている、本来は載っている状態で給与を支払わなければいけないんですけれども、そのところ行った先と協定書を交わして、支払い方というのはそれぞれありました。今申し上げたとおりです。今回初めてこの条例のとおり支払うというところで、支払わない手当もありましたので、それを一元化するというか、こちらで市として給与を支払うという形に変えるというものなので、これ以上団体がます増えるかどうかということは、今後まだ未定でありますので、ここでお話しできることはありません。

これを一元化すれば、補助金で支払ったり市で支払ったりという、委託料で支払ったりといういろんな支払い方が、どのみち市が支払い、負担することには変わりないんですけれども、それが一本化して給与として支払うという形に統一できるということでございます。

◎委員長（鬼頭博和君）　他に質疑はございませんか。

◎副委員長（塚崎海緒君）　すみません、丁寧に説明ありがとうございます。

最後、1つだけお聞きしたいのが、先ほど支払えない手当もあったということで、職員の皆さんにとっては、こちらのほうに切り替わったほうがとても働きやすい状況になるという理解でよろしかったでしょうか。

◎秘書人事課長（小崎尚美君）　通勤手当にしても時間外手当とかにしても勤勉手当にても必ず支払わなきゃいけないものですので、形が違ってもそれが不足するということはないということになります。ただ、一本化して支払われるというところで、経理担当とか行った先の団体さんとかの負担は軽くなるんだと思います。

◎委員長（鬼頭博和君）　他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君）　質疑はないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君）　御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君）　討論はないようですので、直ちに採決に入れます。

議案第79号「公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第79号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案81号「岩倉市下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

P D F のページは28ページからになります。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回の改正で、能登半島の地震を踏まえたということで、理解はできるところでありますけど、いま一度、なぜ他の町の指定されているところを利用して、活用していかなければならなくなつたのか、そういう改正が必要になったのかという、その今回の改正の狙いをお聞かせいただけないでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） 今、梅村委員さんがおっしゃったとおりの話などでございますが、能登半島地震では、大規模、広範囲にわたっていろんな方が被災をされたということになります。住んでいる方だけではなく、地元の業者さんも同じく被災されたということとなります。

また、工事がすごい集中してやらなければいけない。復旧工事ですね。宅内だけでなく、本管とか、水道管もそうなんですけれども、そういうところも業者さんは手をかけなければいけない。となると、当然地域の工事業者さんというのは手薄になります。そうすると、市民の方が一番住むところの、おうちの室内配管というのはどうしても遅くなってしまう可能性が高くなると。実際そういう事象が起きたということになります。ですので、今の条例ではそういう市が指定した指定工事店じゃないとできないという規定になっているものですから、それでは全国から駆けつけてくれた水道事業者とか下水の工事業者が対応できないということになっているという現状を変えなければいけないということで国から通知が来まして、今、全国的にこういう条例改正が行われるというものでございます。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

それで全国から駆けつけてくれた事業者さんたちに御協力いただくという

ことができるようになるんですが、どういったときにそれができるようになるのかというところで、災害時、その他非常の場合においてできるというふうには読み取ったんですけど、この災害時、その他非常の場合というのを、もう少し具体的な基準みたいなものというのはあるんでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） 具体的な基準というのではなくて、災害というのは皆さん想像がつきやすいと思うんですけれども、ここで適用する場合というのは、ほぼ災害がほとんどになると思います。ただ、じゃあその他非常の場合というのはどういうことかというのは、なかなか表現するのは難しいんですけども、例えば大規模火災があったりだと、あってはならないと思うんですけども、大規模なテロがあったりだとといった場合だとは思うんですが、ただ、どちらにしても、まずは地元の業者さんに当然やっていただくというのが大前提で、それでも確保が困難になると判断したときに適用するということになりますので、その都度判断していくことになると思います。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

いま一度確認ですけど、地元の事業者とか指定店がないがしろになるようなことはないというような考え方でよろしいでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） 当然そのようなことはなくて、まずそういう災害とかがあれば、建設協力会さんと協定も結んでおりますし、まずは当然地元の方にやっていただくのが第一だと思っておりますので、それでも駄目なときの場合の、本当に最終手段という御認識をいただければと思います。

◎委員（樹谷規子君） 改正内容の中の、事業者が排水設備等の工事を実施することができるという排水設備等の中身を具体的に教えていただきたいと思います。

◎上下水道課長（田中伸行君） 排水設備ってやっぱりちょっと広い意味でありますので、具体的にどの部分というのはちょっとなかなか言いづらいところがあるんですけども、下水につなぐ場合には当然お宅の中の工事もやる場合がありますので、排水設備というと宅外の部分をいうことが多いんですけども、当然おうちの中、例えば便器を替えたりするところもありますので、そういうところも含めて表現させていただいているものになります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第81号「岩倉市下水道条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第81号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第82号「岩倉市水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

◎委員（樹谷規子君） 改正内容の2つ目で、工事竣工を工事完了に改めるというところはどうして改める必要があるのかお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課長（田中伸行君） こちらは、岩倉市契約に関する標準書式等に関する規程というものが3月にこのような形で改正される予定だということでありましたので、給水条例の中にも同じ表現がありましたので、この機会に一緒に改正しようということになりました。

◎委員（樹谷規子君） また、その2項の事項は、ほかは公布の日から施行なんですが、この竣工を完了に改めるという事項は令和8年4月1日からということで、施行の日時をずらした意味というのがあるんでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） 岩倉市契約に関する標準書式等に関する規程というものが4月に改正される予定でいますので、それに日にちを合わせたものになります。

◎委員（樹谷規子君） その日にちに合わせたのなら、公布の日から施行は、どうしても今すぐのほうがいいということですね。能登半島地震の中身というものはすぐにということですらしたということでいいでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） 他の工事業者ができるというものは、もう

当然今すぐにでもやるべき話ですので公布の日とさせていただいておりまして、もう一つのほうは、大元の工事の書式の表現がまだ改正されてないのに水道のほうだけ先にというのはちょっとおかしいという判断をいたしておりますので、そのようなふうにさせていただいております。

◎副委員長（塚崎海緒君） ちょっと教えていただきたいんですけど、私も同じ2のところで、支払いに係るところなので、事業者さん、お金が、すごく仕事をされるときにどのタイミングで入ってくるのかなというところを心配されると思うんですが、この工事完了後と工事竣工後というのは、期日的にはどれぐらいの差があるものなんですかね。同じタイミングなんですかね。ちょっとそこを教えていただきたいです。

◎上下水道課長（田中伸行君） 全く一緒です。県がこういう表現に変えたということがあって、それに準じて岩倉市も変えるという判断をしていまして、そういう流れです。竣工と工事完了が期日が何か違うというわけではないです。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第82号「岩倉市水道事業給水条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第82号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは続きまして、議案第83号「岩倉市土地開発基金条例及び岩倉市土地取得特別会計条例の廃止について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） よろしくお願ひいたします。

先ほどの部長の挨拶の中でもありました、特に市民生活に影響はない条例の廃止だとは思いますが、一応この条例を廃止することによって、お金の流れというんですかね、お金の持ち方をちょっと御質問させていただきたいと思います。

令和8年4月1日に条例が廃止されるということで、その前日、3月31日に一般会計に属するものとなるということでございます。これは、実際に今どのような状態にお金が、定期預金なのか何か分かりませんけど、あって、それが一般会計に属することになって、その後どのような扱いになっていくかというのを教えていただけますでしょうか。

◎会計管理者兼会計管財課長（若森豊子君） 基金で保有している現金については、おっしゃるとおり、一般会計へ3月31日に繰入れをいたします。その後は財政調整基金へ積立てをするということになります。

◎委員（関戸郁文君） 分かりました。

一般会計から財政の基金のほうに移すことによる、何かメリットというか、何かあるんでしょうか。一般財源のままになつていいという。

◎企画財政課長（井手上豊彦君） 基金に積み立てずに一般会計に入れるだけでもいいんではないかというような御意見かなあというふうに思うんですけれども、そのまま一般会計に入れるという措置はやれなくもないかなと思います。ただ、一般会計に計上された財源については、その年度の行政サービスの財源に充てるということになりますから、収支のバランスを取る。何かの歳出にも充てていかなきやいけないということになるかなというふうに思います。そのため、財政調整基金のほうに一旦積んで、不測の事態とか緊急の需要があるときに備えて基金を確保していくということが今後の財政の安定を高めることにもつながるんじゃないかなということで、基金に積み立てていきたいというふうに思っております。

◎委員（関戸郁文君） 分かりました。ありがとうございます。

では、廃止することによるメリットはよく分かるんですけども、デメリットって何かあるんですか。あれば教えてください。

◎会計管理者兼会計管財課長（若森豊子君） 基金を廃止することによるデメリットは特になないと考えております。今後、早急に用地を取得するような場合が出てきたとしても、取得金額の妥当性などを精査して予算計上をして

取得をしていくことになると考えていますので、デメリットはないと考えております。

◎委員（関戸郁文君） ありがとうございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございますか。

◎委員（榎谷規子君） 本会議の中の質疑で、土地開発基金条例がまだある市が20市、ない市が15市ということでお聞きしたんですが、平成18年以降、どんどんほかの市でも、6市と言われたかな、で土地開発基金条例というのは廃止されてきているということの説明をお聞きしましたが、まだ持っている市というのは、やはりそういう土地開発基金の面積や金額が大きい市がまだ残っているというような感じなんでしょうか。その全体というのは難しい。

◎会計管理者兼会計管財課長（若森豊子君） 現在でも土地開発基金がある市町の土地や現金の額が大きい、額や面積の大きさによってまだ保有しているという理由だけではないと思います。その市町によって、これからいろいろな開発があつたりだとする予定がある場合には、土地開発基金をそのまま保有していっているのだと思います。

◎委員長（鬼頭博和君） いいですか。

他に質疑はございませんか。

◎副委員長（塚崎海緒君） ちょっとついていけなくてごめんなさい。土地開発基金は、もうこれは今後大規模な開発を行うことを想定していないということから廃止して、財政調整基金のほうに積み立てていく。廃止のデメリットはないという話なんですけど、今、五条川小学校区の保育園の統合が行われていて、今後の計画でも保育園を統合していくという計画があつたりとか、あとスマートインターチェンジの開発があつたりとか、何か土地を買うことがあるのではないかなあという中で、いざ買うときに財政調整基金の積立てからその土地を購入するお金を見繕うのが果たして本当にちゃんとできるのかなという、この土地開発基金は、土地を買う、開発していくための基金なので、そこから捻出ができると思うんですが、そこは少し心配で、自分の中で落とし込めていないところがあるんですが、今後そういった土地を購入する場合も、もう問題なく予算が組めるというふうに考えておけば大丈夫なんですかね。

◎企画財政課長（井手上豊彦君） どちらかというと、この土地開発基金については、事業が始まる場合の先行地を買う場合にこれまで活用してきたかなあというふうに思うんですけれども、例えば今例で挙げていただきましたスマートインターチェンジなんかも、事業化が始まれば補助金なんかもございますので、そういうのも活用して取得していくということで十分対応できるんでは

ないかなというふうに思っております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第83号「岩倉市土地開発基金条例及び岩倉市土地取得特別会計条例の廃止について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第83号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、議案第93号「岩倉市道路線の認定について」を議題といたします。当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（桝谷規子君） 本会議の中で聞きたかった、この時期に認定する必要性などをお聞きしたところなんですが、幅員なども12メートルから49と幅があるというのは、今後、このような道路認定というのを初めて見るんですが、こういった中で、いろんな、料金所へ行くまでの、この幅がいろいろあるというようなところでのこの幅なんですね。そこら辺、すみません。

◎都市整備課長（加藤 淳君） 今回、道路幅員ということで、参考資料でも幅員が12メーターから49.07メーターということで、少し幅を持たせた形で記載のほうをさせていただいております。

今回、スマートインターチェンジのアクセス道路の整備ということで、都市計画道路加茂伝法寺線からＥＴＣのゲートのあるまでの市道認定ということで上程のほうをさせていただいておるところでございますが、幅員の12メーターというのは、通常の道路の一番メーター数が少ないところでございます。49.07メーターというところにつきましては、昨日の議案質疑でも答弁させていただいたところなんですが、加茂伝法寺線の接続部分ですね、こちらは一定歩道部分とかもございますので、ここが一番最大のメーター数ということで、49.07メーターという形になっておるところでございます。

◎委員（榎谷規子君）　この道路を造っていく際に、田畠とかいろいろ、田畠がほとんどだと思うんですが、農地、用地買収は今後どれぐらいの件数であるんでしょうか。

◎都市整備課長（加藤　淳君）　これから、まだ今事業化していない段階で、事業化になったときに、用地の測量とか境界の立会いとかを踏まえて、詳細設計のほうをしながら用地の取得のほうをしていく段階でございます。今、あくまでもこの予定数につきましては、例えば地権者が何人いるとかとか筆数が何筆あるかというところにつきましては大体つかんではいるところなんですが、まだ事業化していない段階でございますので、お答えのほうは、すみません、控えさせていただきます。

◎委員（榎谷規子君）　細かい地権者が何件とか、何筆分までなくてもいいんですが、面積はここに表示してある2,218平方ということで、ざつとどれぐらいみたいなのは、お答え難しいですかね。

◎都市整備課長（加藤　淳君）　今、榎谷委員さん、御質問ありましたとおり、ほぼ農地ということでございますが、農地によってもやっぱり土地の形状とか土地の筆の大きさとか形とか、あと地権者数についてもばらばらでございますので、少しその辺は、お答えはすみません、また明らかになったときにお答えさせていただこうかなと思っております。

◎委員長（鬼頭博和君）　よろしいですか。

他に質疑。

◎委員（梅村　均君）　議案の説明資料のほうの記述で、認定理由、路線のところなんですけど、最後のほうに一般道路部分を市道に認定すると書いてあるんですけど、一般道路部分があつて市道に認定するというふうにちょっと読み取れちゃったんですが、実際は農地というか田んぼというのか、農地だったり田んぼ、畑だったりしたりすると思うんですけど、これはどういうふうに理解をすればいいのかなというところで、聞いてもいいですか。

◎都市整備課長（加藤　淳君）　今回、一般道路部分というのは、イコール

市道ということで、市道に認定していただく部分ということで御理解いただければと思います。今後、道路認定ということで、市道部分は認定させていただくんですが、このほかいろいろ、付け替え道路とか、今後も出てくると思いますので、その部分につきましては、また改めてという形になると思います。

◎副委員長（塚崎海緒君） 全協の資料に1の図を別紙でつけていただいているんですが、ちょっと私の能力ではこれがどうしたことなのか全く分からなくて、もう少し詳しい路線図があるのか、また出てくるのかちょっと教えていただきたいです。

◎都市整備課長（加藤 淳君） 認定路線図ということで、少し、南930号線ということで、図面のほうなんですが、都市計画道路加茂伝法寺線から矢印がありまして、少し北東のほうに行った途中で止まっているという状況でございます。昨日の議案質疑でもお答えさせていただきました、ここの矢印の上辺りにE T Cのゲートがあるというイメージでございます。そこから先につきましては高速道路会社の管理という形になりますので、今回、市道認定ということでございますので、従前、他自治体の道路認定、同じような形でスマートインターチェンジを事業化したところにつきましては、こういう形で、議案で道路認定のほうをしておるところでございます。そういう自治体の議案とかも参考にさせていただきながら、市道部分だけを今回は記載させていただきましたが、当然この先にも高速道路会社の道路というのがありますし、尾張一宮のパーキングエリアまでつながるということになっておりますので、そちらの道路線につきましては、今後、事業化した場合に事業概要書みたいなものは少し公表のほうはしていこうかなと考えておりますので、その部分はその中で明らかにしていきたいと思います。ただ、あくまでも今の段階では、道路詳細設計とか用地買収とか今後出てくると思いますので、まだあくまでも検討段階ということだけ少し御留意いただけたらと思います。

◎委員長（鬼頭博和君） いいですか。

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第93号「岩倉市道路線の認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第93号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第21号「陳情書」を議題といたします。

陳情書のほうは、岩倉市議会の一般的なところから入っていただいて、ファイルの12月定例会、そこから12月4日のところに入っていますと、上から5個目のところですね、3(2)②というところに陳情第21号というのが入っていると思います。

ありましたかね、皆さん、大丈夫でしょうか。

桝谷委員、大丈夫ですか。

◎委員（桝谷規子君） はい。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、陳情の扱いなんですけれども、陳情者のほうから少し要望がありまして、質疑をしてほしいということがありましたので、ちょっと質疑のほうに入っていきたいと思います。

質疑はありませんでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 今回、商工会からの陳情書ということで、毎年出でおりますけれども、お聞きするところによりますと、この8番の項目について特にしっかりと取り組んでほしいというようなことを言われたということでございます。

それで、この8番ですけど、地元事業者を優先した受注機会の確保ということで、適正な価格による受注機会の確保・拡大など、特段の配慮を要望するという内容ですし、あと単純に一般競争入札することなく、地域振興を考慮の上、指名競争入札もしっかりと取り入れるとともに、地元事業者を優先的に指名対象事業者に選定するよう要望するという内容なんですが、この辺りの現状がどのようなかということで、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

◎会計管財課統括主査（森 吉正君） 地元事業者を優先した受注機会の確保についての現状ということで申し上げます。

工事の発注、物品や役務の調達に当たっては、市内事業者で履行可能な業務は優先して入札の指名業者に選定をするなど、市内事業者の受注機会の拡大に努めているところです。また、事務の効率性等も考慮しまして、一定額以下の予定価格のものについては、入札案件とはせず、見積聴取による随意契約を行っております。その場合にも市内事業者を優先的に選定するようにしております。

また、工事の一般競争入札においても、入札に参加できる地域を限定するなど、市内事業者の受注機会の確保を図っているというところでございます。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。また引き続きよろしくお願ひいたします。意見です。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

取りあえず8番のほうを今お聞きしましたが、それ以外で何か御質問があれば受け付けますけれども、大丈夫でしょうか。

よろしいですかね。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、それ以外の部分におきましては、各委員におきまして熟読し、勉強をしていただきますようお願いをしたいと思います。

以上で質疑のほうは終結をいたします。ありがとうございました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

続いて、総務・産業建設常任委員会の閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中の申出について、皆さんファイルのほうは分かりますかね。総務・産業建設常任委員会のファイルから定例会、令和7年度、そして12月定例会、資料というところに入っています。

よろしいでしょうか。

閉会中の継続審査申出書ということで、今回はカスタマーハラスメント防止の取組についてということで、所管事項の調査のため、令和8年3月定例議会まで調査をさせていただきます。

このような形で議長に継続審査の申出をすることに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。